

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 0 日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について（事務連絡）

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、今月 5 日に厚生労働省から労働者派遣事業者の団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関して要請を行ったところです。

さらに、この度、厚生労働省より、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るための対応が行われるよう、別添のとおり周知依頼がまいりました。

つきましては、各学校法人等におかれましては、派遣先が講ずべき措置に関する指針の趣旨を踏まえた適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、所轄の学校法人等に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれましては、所轄の学校設置会社に対し、本件について周知いただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線2532）

各府省庁 人事担当課長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、今月 5 日に労働者派遣事業者の団体に対し、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関して要請を行ったところです。

貴府省庁におかれても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）を踏まえ、派遣労働者を受け入れている業務がなくなる又は縮小される場合にも、労働者派遣契約を解除するのではなく、労働者派遣契約の変更により、新たな就業機会の確保を図るための対応をお願いいたします。

また、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び地方公共団体の関係部局等の貴府省庁の関係法人・関係団体等において派遣労働者を受け入れている場合には、これらの関係法人・関係団体等において適切な対応が行われるよう、関係部局を通じて、周知をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

(参考) 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）

第 2 派遣先が講ずべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

【連絡先】厚生労働省職業安定局
需給調整事業課 米岡、名草、森
電話 03-3502-5227 (直通)